

## 労働基準関係法令違反に係る公表事案

岩手労働局

最終更新日：令和8年3月31日

企業・事業場名称	所在地	公表日	違反法条	事案概要	その他参考事項
小川木工所	岩手県盛岡市	R7.9.18	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第123条	木材加工用丸のこ盤に歯の接触予防装置を設けていなかったもの	R7.9.18送検
(有)高農産業	岩手県八幡平市	R7.12.9	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第27条	車両系建設機械について、厚生労働大臣が定める規格を具備していないものを使用したもの	R7.12.9送検
下館建設(株)	岩手県久慈市	R8.2.3	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第521条	高さ2m以上の場所で作業を行わせる際に、要求性能墜落制止用器具等を安全に取り付けるための設備等を設ける措置を講じていなかったもの	R8.2.3送検
けせんプレカット事業協同組合	岩手県気仙郡住田町	R8.3.19	労働安全衛生法第14条 労働安全衛生規則第130条	木材加工用丸のこ盤を取扱う作業を行わせる際に、木材加工用機械作業主任者に直接指揮させていなかったもの	R8.3.19送検
(有)ホテル芭蕉	岩手県一関市	R8.3.26	最低賃金法第4条 労働基準法第37条	労働者1名に、1か月間の定期賃金を地域別最低賃金額以上を支払わず、また、労働者2名に1か月間の割増賃金の一部を支払わなかったもの	R8.3.26送検